

浜松市消防活動用空地指導要綱

第1 趣旨

この要綱は、中高層建築物、高層建築物及び超高層建築物の災害に対し、はしご自動車又は屈折はしご自動車（以下「はしご車」という。）が容易に接近でき、迅速かつ有効な消防活動を実施するため、はしご自動車の進入路（以下「進入路」という。）及び消防活動に必要な空地（以下「消防空地」という。）の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 進入路及び空地の確保

4階以上又は高さ15メートル以上の建築物には、進入路及び消防空地を確保するものとする。

第3 進入路

進入路は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 原則として有効幅員5メートル以上とし、総重量20トンのはしご車が走行するに十分な地盤支持力を有するものであること。
 - ア L型側溝・コンクリート等で、車両通行上支障がない場合は、当該側溝等を有効幅員に含めるものとする。
 - イ 電柱・道路標識等の工作物を道路内に設置する場合は、当該工作物の設置されている部分及びその外側の部分は、有効幅員に含めないものとする。
- (2) 進入路上に渡り廊下等がある場合には、高さ4メートル以上の空間を確保すること。
- (3) 「はしご車等の進入路隅切り一覧表」（別紙1）に基づき、はしご車が容易に進入するための隅切りをすること。

第4 消防空地

消防空地は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 原則として非常用出入口、バルコニー又はベランダ側に設置すること。
- (2) 「はしご車水平許容範囲図」（別紙2）により、はしご車の中心から建築物外壁面までの水平距離が15メートル以内、かつ、最上階の非常用出入口、バルコニー又はベランダの手摺高さとし、地盤面の角度が75度以内となる位置を確保すること。
- (3) 面積は、幅6メートル以上、長さ14メートル以上とすること。
- (4) 構造は、総重量20トンのはしご車が活動するに十分な地盤支持力を有するものであること。
- (5) 縦・横断勾配は、5パーセント以下とすること。
- (6) 空地及びその周辺には、はしごの伸梯、旋回の障害になる工作物、架空電線及び樹木等を設置しないこと。

第5 消防空地の表示

消防空地の表示は、次のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 道路区画線等と掲示板によるもの

道路区画線 (15 cm・黄色)
幅6 m以上×長さ14 m以上



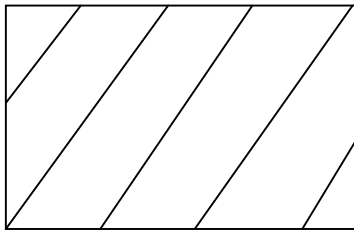
掲示板 (ステンレス板又はアクリル板等)
縦90 cm以上×横60 cm以上

+

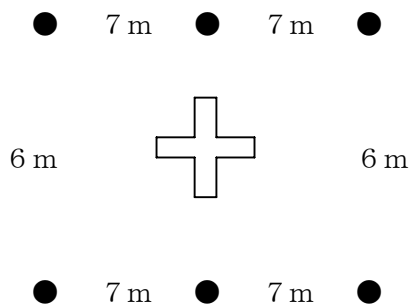
〇〇は、消防活動用空地です。
火災救助等の緊急時に使用する
ための場所です。
駐車してはいけません。
〇〇管理人

(2) 道路区画線にゼブラ表示によるもの (掲示板は不用)

道路区画線 (15 cm・黄色)
幅6 m以上×長さ14 m以上



(3) レジコン (黄色) 又はタグタイル 鋳鉄製と黄色特殊樹脂製によるもの



黄色特殊樹脂製
(直径105 mm)

第5 進入路及び消防空地の維持管理

進入路及び空地の設置者は、進入路及び消防空地を常に良好な状態に管理しなければいけない。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

はしご車等の進入路 隅切り一覧表

X \ Y	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0
4.0	7.0 ×7.0	5.5 ×6.5	4.5 ×6.0	4.0 ×5.5	3.5 ×5.0	3.0 ×4.5	2.5 ×4.0	2.0 ×3.5	2.0 ×3.0	1.5 ×2.5	1.5 ×2.0	1.0 ×1.5	0.5 ×1.0	0.5 ×0.5	—
4.5	6.5 ×5.5	5.0 ×5.0	4.0 ×4.5	3.5 ×4.0	3.0 ×3.5	2.5 ×3.0	2.0 ×2.5	1.5 ×1.5	1.0 ×1.5	0.5 ×1.0	0.5 ×0.5	—			
5.0	6.0 ×4.5	4.5 ×4.0	3.5 ×3.5	3.0 ×3.5	2.5 ×2.5	2.0 ×2.0	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0	0.5 ×0.5	—					
5.5	5.5 ×4.0	4.0 ×3.5	3.0 ×3.0	2.5 ×2.5	2.0 ×2.0	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0	0.5 ×0.5	—						
6.0	5.0 ×3.5	3.5 ×3.0	2.5 ×2.5	2.0 ×2.0	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0	0.5 ×0.5	—							
6.5	4.5 ×3.0	3.0 ×2.5	2.0 ×2.0	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0	0.5 ×0.5	—								
7.0	4.0 ×2.5	2.5 ×2.0	1.5 ×1.5	1.0 ×1.0	0.5 ×0.5	—									
7.5	3.5 ×2.0	2.0 ×1.5	1.0 ×1.0	0.5 ×0.5	—										
8.0	3.0 ×1.5	1.5 ×1.0	1.0 ×0.5	0.5 ×0.5	—										
8.5	2.5 ×1.5	1.0 ×1.0	0.5 ×0.5	—											
9.0	2.0 ×1.5	1.0 ×0.5	0.5 ×0.5												
9.5	2.0 ×1.0	0.5 ×0.5	—												
10.0	1.0 ×1.0	0.5 ×0.5	—												
10.5	1.0 ×0.5	0.5 ×0.5	—												
11.0	0.5 ×0.5	—													

~参考~

7.0m(前面道路)で4.0m(進入路)の場合、2.5m×4.0mの隅切りが必要である。

はしご車等の水平許容範囲図

